

議案第46号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事課	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲を拡大する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の概要】

- (1) 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとした。また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとした。(第3条第1項関係)
- (2) 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができることとした。(第12条第1項関係)
- (3) 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児時間の承認を請求することができることとした。(第26条第1項関係)
- (4) この法律は、平成22年6月30日までの間において政令で定める日から施行することとした。
 - ⇒ 平成22年政令第14号により、平成22年6月30日から施行
- (5) 付則で地方公務員の育児休業等に関する法律についても、国家公務員同様の改正措置を講じた一部改正を実施

【関係法令】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
職員の育児休業等（人事院規則）

- 【改正内容】 ●育児休業(育児短時間勤務)をすることができない職員(第2条(第9条関係)関係)
- ⇒ 現行の(ア)育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、(イ)職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務をしている職員に限定
- 育児休業(育児短時間勤務)の承認の取消事由(第5条(第12条)関係)
- ⇒ 現行の育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときに限定
- その他人事院規則の改正に合わせた所要の規定の整備

【施行期日】 平成22年6月30日

【予算措置】 特になし

【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定